

法務委員會議録第十五号

昭和三十三年三月二十五日(火曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 町村 金五君

理事高橋 誠一君 理事林 博君

理事福井 盛太郎君 理事三田村武夫君

理事横井 太郎君 理事菊地養之輔君

小島 徹三君 世耕 弘一君

徳安 實藏君 長井 源君

横川 重次君 猪俣 浩三君

佐竹 晴記君 武藤運十郎君

出席國務大臣

法務大臣 唐澤 俊樹君

出席府委員

検事(刑事局長) 竹内 壽平君

委員外の出席者

専門員 小木 貞一君

三月二十日

委員小島徹三君、徳安實藏君、長井源君及び横井太郎君辞任につき、その補欠として秋田大助君、小笠原三九郎君、遠藤三郎君及び高橋達之助君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員秋田大助君、小笠原三九郎君、遠藤三郎君及び高橋達之助君辞任につき、その補欠として小島徹三君、徳安實藏君、長井源君及び横井太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員古屋良雄君辞任につき、その補欠として風見章君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十五日

横井太郎君が理事に補欠当選した。

三月二十日

刑法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三二号)

同月二十四日

企業担保法案(内閣提出第七〇号)(参議院送付)

の審査を本委員会に付託された。

三月十八日

外国人登録事務費全額国庫負担に関する陳情書(札幌郵便局私書附第一号北海道都市外国人登録事務協議会長平瀬徹也)(第六二七号)

恩赦廃止に関する陳情書(伊東市役所内静岡県各市選挙管理委員会連合会長坂田訓治)(第七〇一号)

を本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

理事の互選

刑法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三二号)

刑事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)

○町村委員長 これより会議を開きます。

この際、理事の補欠選任についてお諮りいたします。すなわち、委員の異動に伴い理事が一名欠員となっておりますので、その補欠を先例により委員

長より指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○町村委員長 御異議なければ、理事に横井太郎君を御指名申し上げます。

○町村委員長 次に、刑法の一部を改正する法律案及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題といたし、提案理由の説明を聴取いたします。唐澤法務大臣。

刑法の一部を改正する法律案

刑法の一部を改正する法律案

刑法(明治四十年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第四編第三号中「第百九十七條ノ三」を「第百九十七條ノ四」に改める。

第百九十五條中「本章ノ罪」を「前二條ノ罪」に改める。

第二編第七章中第百五條の次に次の一條を加える。

第百五條ノ二 自己若クハ他人ノ刑事被告事件ノ捜査若クハ審判ニ必要ナル知識ヲ有スト認メラルル者又ハ其親族ニ對シ該事件ニ關シ故ナク面會ヲ強請シ又ハ強談威迫ノ行為ヲ為シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ処ス

第百八十八條に次の一項を加える。

第百九十七條ノ四 公務員請託ヲ受ケ他ノ公務員ヲシテ其職務上不正ノ行為ヲ為サシメ又ハ相當ノ行為ヲ為サザラシム可ク斡旋ヲ為スコト又ハ為シタルコトノ報酬トシテ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若クハ約束シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ処ス

第百九十八條に次の一項を加える。

第百九十七條ノ四ニ規定スル賄賂ヲ供与シ又ハ其申込若クハ約束ヲ為シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三千元以下ノ罰金ニ処ス

第二編第二十七章中第百八條の次に次の一條を加える。

第百八條ノ二 二人以上ノ者他人ノ生命、身体又ハ財産ニ對シ共同シテ害ヲ加フル目的ヲ以テ集合シタル場合ニ於テ兇器ヲ準備シ又ハ其準備アルコトヲ知テ集合シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ処ス

前項ノ場合ニ於テ兇器ヲ準備シ又ハ其準備アルコトヲ知テ人ヲ集合セシメタル者ハ三年以下ノ懲役ニ処ス

第二百六十三條に次の一項を加える。

第二百六十四條を削る。

前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ズ

附則

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

2 この法律の施行前の行為について

ては、なお従前の例による。

3 罰金等臨時措置法(昭和二十三年法律第二百五十一号)第三條第一項の規定は、この法律による改正後の刑法第百五條ノ二、第百九十八條第二項及び第百八條ノ二第一項の罪につき定めた罰金についても、適用されるものとする。

理由

最近における強盗及び暴力的行為の實情にかんがみ、悪質な斡旋賄賂、刑事被告事件の証人等に対する面会強請又は強談威迫及び他人の生命等に害を加えることを目的とする兇器の準備を伴う集合等の行為をあらたに処罰することとするとともに、強盗の形態による強盗罪、器物損壊罪等を非親告罪とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第八十九條第五号中「知識を有すると認められる者」の下に「若しくはその親族」を加え「充分な理由」を「相当な理由」に改める。

第九十六條第一項第四号中「知識

第一類第三号

法務委員會議録第十五号

昭和三十三年三月二十五日

を有すると認められる者」の下に「若しくはその親族」を加える。

第二百十條第一項中「死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪」とあるのを「死刑又は禁錮にあたる罪、無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪又は刑法第二百八條若しくは第二百二十二條の罪」に改める。

第二百八十一條の次に次の一条を加える。

第二百八十一條の二 裁判所は、公判期日外における証人尋問に被告人が立ち会つた場合において、証人が被告人の面前においては圧迫を受け充分な供述をすることができなと認めるときは、弁護人が立ち会つていない場合に限り、その供述中被告人を退席させることができる。この場合には、供述終了後被告人に証言の要旨を告知し、その証人を尋問する機会を与えなければならぬ。

第二百四條の次に次の一条を加える。

第二百四條の二 裁判所は、証人を尋問する場合において、証人が被告人の面前においては圧迫を受け充分な供述をすることができなと認めるときは、弁護人が立ち会つていない場合に限り、その供述中被告人を退席させることができる。この場合には、供述終了後被告人に証言の要旨を告知し、その証人を尋問する機会を与えなければならぬ。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

2

この法律による改正後の刑事訴訟法第二百十條第一項の規定は、この法律の施行前に刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百八條又は第二百二十二條の罪を犯した者の逮捕についても、適用されるものとする。

理由

最近における暴力事犯についての刑事手続の運用の実績にかんがみ、保釈等に関する規定を整備し、いわゆる緊急逮捕をなし得る罪の範囲を改めるとともに、証人が充分な供述をすることができるよう証人尋問に関する規定について緊要な改正を施す必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○唐澤國務大臣 刑法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、あつせん贈収賄に関する部分と暴力取締りに関する部分とからなっておりますので、まず、あつせん贈収賄に関する部分について申し上げます。

事新しく申し上げるまでもなく、刑法の贈収賄罪は、収賄する公務員の職務またはこれと密接に係連する事項についてわいろが授受された場合に、これを処罰するにとどまるものであります。従ひまして、たとひ公務員が不正な依頼を受けて多額の金品を收受したとしても、それが自己の職務行為の対価ではなく、職務権限を有する他の公務員にあつせんすることの謝礼である

場合には、犯罪とならないのであります。このような刑法の不備を補ひ、あつせん収賄をも処罰することにいたすべきであるという意見は、わが国においてかなり古くから主張され、昭和十五年に発表された改正刑法草案、昭和十六年に政府の提出した刑法中改正法律案、昭和二十九年及び昭和三十

二年に議員から提出された刑法の一部を改正する法律案などには、あつせん収賄及びこれに對する贈賄を処罰する規定が見られ、また、戦時刑事特例法は、官公署の職員に関するあつせん贈収賄罪を規定しておりました。最近に至り、再びあつせん贈収賄罪に関する規定を刑法中に加えることにより一そう公務員の綱紀肅正をはかるべきであるという世論が高まつて参つたのであります。政府におきまして、同様の観点からその立法の必要を認め、鋭意その研究を遂げました結果、ここにようやくその成案を得た次第であります。

この法律案中、いわゆるあつせん収賄罪に関する規定は、第九十七條ノ四でございまして、これによりまずと、公務員が、請託を受けて、他の公務員に職務上不正の行為をさせまたは相当の行為をさせないようにあつせんすること、またはしたことの報酬として、わいろを收受し、またはこれを要求もしくは約束したときは、処罰を受ける趣旨のことが定められております。世にいわゆるあつせん収賄行為と呼べるものは、たといそれが非難すべきことであるにしても、その事柄の性質と、今まで全く放任されていたこととに比べると、細大漏ら

さずすべて一挙に処罰の対象として規定するようなことは、刑罰に過大の役割を担はせるものであります。その効果に疑問がありまふばかりでなく、かえつてさまざまな危険な副作用を伴うおそれがありますので、むしろ漸進的に事を進めるのが最も適當であると考えたのであります。そこで、まず、これらの行為のうち、何人にも明白に悪質と見られる行為にその対象を限定して、乱用のおそれを戒め、特に誤まつた嫌疑によつて取り返しのつかない損害を生ずることのないよう配慮したものであります。そのため、すでに刑法で用いられてゐる明確な概念によることとし、解釈上の疑義が生じないように努めたのであります。

これによつて、悪質なあつせん贈収賄を一掃し得るばかりでなく、広くこの種の行為に對する警鐘となつて犯罪の防遏に好影響をもたらすことは期して待つべきものと確信いたしております。

次にその要点について申し上げます。一、公務員のあらゆるあつせん収賄行為を取締りの対象とすることなく、他の公務員にその職務上の義務違反行為をさせるようにあつせんし、またはあつせんしたときだけを処罰しようとするものであります。二、すでに職務違反行為のあつせんを要件とした以上、これに關する収賄はそれだけで違法な行為であることが明らかでありますので、公務員があつせんしに際してその地位を利用することを犯罪の成立要件としなかつたのであります。この点は、地位の利用という必ずしも明確でない概念を避け、犯罪の成否が裁判官や捜査官の主観によつて左右されるのを防ぐ趣旨をも含んであります。

三、あつせんの前記に請託が行われることを要件とすることによつて対象の明確化をはかり、また、あつせん贈収賄罪の特質にかんがみ、実費等を除いた報酬だけがわいろとなることを明らかにいたしました。

なお、あつせん収賄に関する規定のほかに、第九十八條第二項として、これに對する贈賄を処罰する規定を設け、別に第四條を改正して、国外で犯されたあつせん収賄罪をも処罰することとしたしました。

次に暴力取締りに關する部分について申し上げます。近時各地に多数発生を見た、いわゆる暴力団、愚連隊等による殺傷暴力事犯の實情にかんがみまして、これが取締り處理の適正を期するため、所要の改正を加えようとするものであります。その要点について申し上げます。一、被害者を含む証人、参考人またはこれらの親族に對するわいろのお礼参りの行為として行われる面会強請及び強談威迫の行為を新たに処罰し得ることとしようとするものであります。二、強姦罪、強姦未遂罪等は現在親告罪とされておりましたが、それらの罪を二人以上の者が現場において共同して犯した場合のわいろの輪轉の形態によるものにつきましては、これを親告罪とはしないこととしようとするものであります。

三、いわゆる持刃器集合罪ともいふべきものを新たに処罰することとし、二人以上の者が、他人の生命、身体または財産に對して共同して害を加ふる目的で集合した場合には、凶器を準

ついで適用がありますが、新たに設ける第百五條ノ二の罪には適用されないことを明らかにしようとするものであります。

次に、第百五條ノ二でございいます。刑事被告人等の証人等に対する、刑事被告人等の証人等に対する、いわゆるお札参りの行為である面会強請または強談威迫の行為を処罰する趣旨の規定でございいます。刑事被告人等の証人等に対するお札参り行為として、それが暴行、脅迫等の罪に當るものにつぎましては現行法によつて処罰し得ることはもちろんでございいます。が、脅迫、暴行等の程度に達しない威圧行為につきましては適切な処罰規定がなく、そのため証人等の保護に欠けるところが少なくないのであります。刑事司法の適正な運用に十全を期したいというらみがあるでございいます。そこで、暴行、脅迫の程度に達しない証人等に対する面会強請または強談威迫の行為を新たに処罰することとしたのであります。

この規定によつて処罰されることとなり、面会強請または強談威迫の行為は、自己もしくは他人の刑事被告人等の捜査もしくは裁判に必要な知識を有すると認められる者またはその親族に対し、当該事件に關してなされたことを必要とするのであります。ここに「刑事被告人等」と申しますのは、すでに公訴を提起され裁判所に係属している事件だけでなく、捜査中のものをも含む趣旨でございいます。「知識ヲ有スト認メラル者」とありますのは、客観的な諸般の状況から合理的に判断して、知識を有していると認められる者をいうのであります。「面会ヲ強請シ」とありますのは、相手方において

面会の意思がないことを知りながら、しつて面会を求めることをいうのであります。「強談」とは、他人に対し、言語をもつて、しつて自己の要求に應ずるべきことを迫る行為をさすのであります。また、「威迫」と申しますのは、他人に対し、言語、挙動をもつて氣勢を示し、不安困惑の念を生ぜしめる行為をいうのであります。

なお、法定刑は、いずれも一年以下の懲役または二百円以下の罰金でございいます。次に、第百八十條第二項は、いわゆる強姦の形態において犯された強姦罪等を非親告罪とする趣旨の規定でございいます。現行法の第百八十條は「前四條ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ズ」とのみ規定してありまして、前四條、すなわち第百七十六條ないし第百七十九條の罪、これは強姦罪及びこれらに準ずる強姦罪と見做す罪及びこれらの罪の未遂罪を親告罪としておるのであります。これらの罪は風俗に対する罪でありますとともに、個人の身体及び人格を侵害する暴力的犯罪たる色彩を帯びているものであります。特にこれら強姦の形態において犯される場合には、その暴力的犯罪としての凶悪性が著しく強度であります。もはやその訴追を被害者の利益のみによつて左右することは適當でないと考えられるのであります。一方、被害者において内心その処罰を望んでいても、犯人による報復を恐れて、告訴することを躊躇うる場合も少なくないといふのであります。これを余儀なくされ、いわゆる泣き寝入りとなる場合も多いと考えられるので、強姦の形態において犯されたこれらの罪を非親告罪といたしまして、か

かる悪質事犯の真に処罰すべきものは直ちに処罰し得ることとするために、この第二項の規定を設けたのであります。

ここに「二人以上現場ニ於テ共同シテ犯シタル」という意味であります。これは、二人以上の犯人の間に共同実行の意思があり、かつ犯行現場において共同実行の事実がある場合にはもちろんでございまして、犯人の間に共同実行の意思があり、かつそれらの犯人が何人かによつて覚知され得る状態で、犯行現場に現在することによつてその犯行に加功する場合、つまり見張りをしておるような場合をも含む趣旨であります。

「前四條ノ罪」とは、前に申しましたごとく、百七十六條ないし百七十九條の罪をさすのであります。それから、「前項ノ例ヲ用ヒス」とは、前項すなわち第一項の適用を排除し、告訴を待つて論ずるものとはしないという意味であります。

次に、第百八八條ノ二は、他人の生命等に害を加えることを目的とする、凶器の準備を伴う集合行為を処罰する趣旨の規定であります。最近、いわゆる暴力団等の勢力争ひ等に關連して、なぐり込み等のため相当数の人員が集合し、人心に著しく不安の念を抱かしめ、治安上憂慮すべき事態を惹起した事件が相次いで発生いたしております。これを檢査、処罰すべき適切な規定がございせんため、その取締りに困難を來したものであります。この罪の保護法益は、主として個人の生命、身体または財産であります。が、公共的な社会生活の平穩をも保護

法益とすることができると思ふのであります。

第一項は、二人以上の者が、他人の生命、身体または財産に対し共同して害を加える目的で集合した場合におきまして、凶器を準備し、またはその準備があることを知つて集合した者を処罰する規定であります。

右の集合した者といひましては、何人かの集合させる行為に依つて集合した場合と、そのような集合させる行為がなく、集合しようとする者が互いに相談の上集合した場合とが考えられるのであります。そのいずれの場合にも成立し得ると考えております。

また、第一項の罪が成立するためには、その集合が他人の生命、身体または財産に対し共同して害を加えることを目的としてなされることが必要であることはもちろんでございしますが、なおそのほかに、その集合した者が凶器を準備し、またはその準備があることを知つて集合したことが必要でございします。従ひまして、右のごとき目的で集合した者のうち、凶器を準備しまたはその準備があることを知つて集合した者についてのみ第一項の罪が成立すると解するのであります。

ここに「他人ノ生命、身体又ハ財産ニ對シ共同シテ害ヲ加フル目的」とありますのは、殺人、暴行、傷害、建造物損壊、器物損壊等の加害行為を共同して実行する目的をいうのであります。また、「凶器」と申しますのは、人の生命、身体等に害を加えるのに使用されるような器具をいうのであります。また、「準備」と申しますのは、凶器が目的とする加害行為に使用し得る状態に置かれてゐることをいうのであ

りまして、「準備アルコトヲ知テ」というのは、凶器が右のごとき状態に置かれてゐることを認識してゐることをいうのであります。

第二項は、第一項の場合におきまして、凶器を準備しまたはその準備があることを知つて集合させた者を特に重く処罰する規定でございします。すなわち、二人以上の者が他人の生命、身体または財産に対し共同して害を加える目的で集合した場合において、その集合が何人かの集合させる行為に依つてなされたものでありますときは、その集合させた者が凶器を準備しまたはその準備があることを知つて集合させた場合に、その者を特に重く処罰する趣旨でございします。従つて、第一項の罪の法定刑は二年以下の懲役または五百円以下の罰金であります。第二項の罪の法定刑は三年以下の懲役でございします。

次に「第百六十三條に次の一項を加へ、第百六十四條を削る。」、「前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ズ」という部分の改正でございしますが、これは、第百六十三條、つまり信託隠匿の罪のみを親告罪として、第百五十九條及び第百六十一條の私文書毀棄罪と器物損壊罪を非親告罪とする趣旨であります。私文書毀棄罪と器物損壊罪は、暴力的行為が犯罪として表面化する最も單純かつ典型的な罪であります。も、暴力事犯中の多数を占めております。現下その取締りの必要性が痛感されるにもかかわらず、被害者が犯人による報復をおそれ、あるいは個々の事案としましては比較的輕微でありましたために、告訴をせず、あるいは告訴を取り消す場合が多く、その結果処罰

できない実情にありますので、その種
事犯の取締りの徹底をはかりました
に、改正をしようとするものであり
ます。

次に、附則の第二項でございま
す。この法律の施行前の行為につ
いては、なお従前の例による。とい
う点でございす。従来親告罪であ
りました強盗、強盗致傷、強盗
殺人及びこれらの罪の未遂罪、並
びに私文書毀棄罪及び器物損壊
罪に当る行為が本法施行前にな
されたものにつきましては、なお
親告罪として取り扱う趣旨を明
らかにしたものであります。

附則第三項は、罰金等臨時措置
法第三項の規定が、本法による改
正後の各罪について規定している
罰金につきましても適用されるこ
とを明らかにしたものであります。
罰金等臨時措置法第三項第一項
によりまして、刑法の罪、この
うちで百五十二條の罪を除く
の罪であります。これにつきま
して定められた罰金については、
それそれその多額の五十倍に相
当する額をもつてその多額とする
こととされておるのでございま
す。従いまして、第五五條ノ二
の罰金二百円というものは罰金
一万円といふこととあります。そ
れから、第九十八條第二項の罰
金三千円とありますのは、罰金
十五万円、第二百八十八條ノ
二第一項の罰金五百円は罰金二
万五千円となるわけにございま
す。

次に、刑事訴訟法の一部を改正
する法律案につきまして逐条説明
を申し上げます。

まず、八十九條の改正でござい
ます。本条は、いわゆる権利保
護の除外事由の一つであります。
第八十九條

第五号に修正を施したものでござ
います。すなわち、第五号につ
きましては、従来被告人が行う
おそれのある行為の對象が「被
害者その他の事件の審判に必要
な知識を有する」と認められる
者に限られておりましたのを、
その範圍を拡張いたしまして、
これ以外に、「その親族」を加
へ、かつ、同号所定の疑ひの程
度を若干緩和して「充分な理由
を有する相当な理由」に改めよう
とするものであります。

元來、本号は、將來の事項につ
いてその發生を疑ひに足りる
十分な理由のあることを證明
を必要とする点におきまして、
それ自体難きを求めるに
あるものであります。いわゆる
お札参りをすると疑ひに足りる
相当な理由があれば、かような
暴力行為を行つて危険な者は
保釈を許さないことにより
まして、善良な市民である被害
者らが安心して生活できるよ
うにし、かつその証言を確保
することによりまして、刑事
司法の適正な實現を期する
必要があるのであります。

また、いわゆるお札参りの對象
に被害者の親族を加へることに
いたしました理由は、被害者等
の親族に対してお札参りが行
われた事件も相當數發生して
おります。そのため、被害者等
が自己の親族に危害が及ぶこ
とをおそれ、証人として十分
な供述をなされない場合も多
い実情に鑑み、これを加へる
ことにしたのであります。

「充分な理由」と「相当な理由」
の差異につきましては、現行
法第九十九條第一、二項、こ
れは通常逮捕の要件でござ
います。及び第二百十條第一
項、これは緊急逮捕の要件で
ございすが、それにその區別
が見られるのであります。

ありますが「充分な理由」とい
うのは、「相当な理由」よりも一
層疑ひの程度の高い場合をい
うのであります。したがって、
「相当な理由」の場合には「充
分な理由」の場合に比し、強
い根拠は必要でないと思
うのであります。しかし、裁判
官の主観的判断では足りない
ので、疑ひを抱くについて客
觀的妥当性を持つ理由が要求
されることは当然でございま
す。

次に、九十六條第一項第四号の
改正でございす。本条は保釈
及び勾留の執行停止の取消し
事由を規定した現行法を改
めようとするものであります。
その改正点は、「その親族」を
加へることによつて、第八
十九條第五号に「その親族」
を加へたことと均衡を保た
せる趣旨でございす。

次に、第二百十條一項の改正で
ございす。本条は、現行法第
二百十條第一項所定の、いわ
ゆる緊急逮捕をなし得る罪
の範圍を改めまして、現行
法の規定する「死刑又は無
期若しくは長期三年以上の懲
役若しくは禁錮にあたる罪」
以外に、「刑法第二百八十八
條ノ二」以外に「刑法第二百
八十八條ノ二」を加へたもの
であります。刑法第二百八
十八條ノ二の罪は、暴行、脅
迫、又は第二百二十二條ノ二
の罪、または第二百二十二
條ノ二の脅迫の罪に當る事
犯は、いわゆる暴力事犯の典
型的なものであります。この
種の事犯につきましては、犯
罪發生後すみやかに被疑者
の身柄を確保し、迅速に捜
査活動を開始することによ
つて、初めてよくその取締
りの目的を達し得るのであ
ります。したがって、現行法
のもとにおきましては、暴
行罪または脅迫罪の法定刑
の上限がいずれも懲役二年
であります。これは、これに
當る事犯の被疑者について
は、いわゆる緊急逮捕が許
されてお

ないのであります。そのために
檢査、取締りに支障を來す
場合が少なくないものであ
ります。そこで、暴力事犯
の實効を期するためには、こ
れらの罪を犯した被疑者につ
いても緊急逮捕をなし得る
ものとする必要があるのだ
であります。本条の改正は
かような理由によるもので
あります。

次に、第二百八十一條の二の
改正でございす。本条は、
新たに設ける第三百四
條の二とともに、いわゆる
暴力事犯等の証人尋問に際
して、証人を十分な供述を
なさしめるため、証人の
供述中一定の要件のもとに
被告人の立ち会いを制限し
ようとするものでございま
す。

暴力事犯の被害者、目撃者
その他の証人にとっては、被
告人の面前において真実を
供述することによつて被告
人またはこれと特別の關係
を有する者によつて報復さ
れることをおそれ、証人
として出頭しなかつたり、
あるいは証人として出頭し
たとしても被告人の面前
では十分な供述をなし得
ない場合があります。その
ため、訴訟の遅延を招き、
さらには公判審理に重大な
支障を生じたような事例も
少なくないのであります。そ
こで、証人の基本的人權を
擁護するとともに、証人を
して十分な証言をなさしめ
ることに、刑罰權の適正な
實現に資するため、憲法に
よつて保障された被告人の
証人に対する反対尋問權を
害しない限度におきまして
、証人尋問の際における被
告人の立ち会ひを制限する
必要があるものであります。
本条の新設は、公判期日外
における証人尋問の場合に
ついて規定したものであ
ります。

であります。第三百四條の二は
公判期日における証人尋問
に關する規定でございす。
本条によりまして裁判所が
証人の供述中被告人を退
席させることができるための
要件として、証人が被告人
の面前においては証人が
十分な供述をすることができ
ないことを認められ、この
場合であること、及び弁護
人が立ち会つていないこと
、この二つの要件を必要と
するものであります。さら
に、証人の供述終了後被告
人に証言の要旨を告知するこ
と、及び被告人にその証人
を尋問する機会を与えるこ
と、この二つの要件を必要
としないのであります。

本条にいう「公判期日外にお
ける証人尋問」と申します
のは、公判準備として裁判
所が行う公判期日外にお
ける証人尋問のことをさ
すのであります。証人尋問
の場外で行う場合と裁判
所外で行う場合とを問わ
ないものであります。また、
「証人をして十分な証言を
なさしめる」といふのは、
現行法第二百二十七條に
おけると同様、これは有形
のものであると無形の
ものであると問わない
ものであります。また、
「証人が証言を十分な
供述ができない」と認め
られれば足りるものと解
しておるのであります。

第三百四條は、ただいま申
上げたところと内容にお
きまして全く同じでござ
いますので、説明を省略
いたします。

次に、附則でございすが、
附則の第二号「この法律
による改正後の刑事訴訟
法第二百十條第一項の
規定は、この法律の施行
前に刑法第二百八十八
條ノ二の罪を犯した者
の逮捕について、適用
されるものとする。」

こうあります。これは、手続法につきましては遡及して適用を見るのが原則となっておりまして、このような規定を設けなくても解釈によって十分まかない得るわけでございますが、事柄の重要性にかんがみまして、特に明文を設けてこの点を明らかにしたのでございます。

以上説明を終わります。

○町村委員長 これにて補足説明は終わりました。

質疑は次会に行うことといたし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二十七分散会

昭和三十三年三月二十七日印刷

昭和三十三年三月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局